

○厚生労働省告示第四百三十六号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

登録番号	氏名又は名称	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
四三	社団法人熊本県薬剤師会	熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番十九号	理化学試験	平成二十四年六月三十日